社保シリーズ

永久歯に対する既製金属冠

7

社保研究部

部　位	傷　病　名	診療開始日
⌊6	インレー脱離　C2	元年10月７日
6 4┼3 6 / 5┼3 5 6	P2	元年10月７日
3┼3 / 2┼3	C1（根面う蝕）	元年10月23日
〔年齢〕78歳男性		
〔主訴〕金属の詰めものがとれた		
〔所見〕⌊6 ２次う蝕認める．前歯部に根面う蝕認める．歯肉発赤，腫脹あり．		

今回は，2018年12月に保険収載されたパーマクラウンについて解説する．在宅の患者や，障がいのある患者など即時性が求められる臼歯部のう蝕に対して即日の歯冠修復が可能となった．

症例解説

症例は，外来受診していた患者が特養に入所し，インレーダツリで訪問診療が必要になったケースである．2018年診療報酬改定で導入された，歯科訪問診療移行加算は，自院の外来での最終受診日から３年以内に訪問診療を開始し，20分以上の訪問診療１を算定した場合に100点（か強診150点）を加算する．また症例では脳性麻痺後遺症で体幹の安定が得られない状態のため，歯科診療特別対応加算を算定している．算定要件は表１のとおりで，場合によってはその日の状態により判断することが求められる．

在宅などでの療養患者の初期の根面う蝕に対してフッ化物歯面塗布処置を行った場合，Ｆ局を算定する（10／23）．３カ月に１回算定する．

症例では，歯肉の状態が落ち着いたのちに，即日歯冠修復が可能な，パーマクラウンを装着している．歯冠形成は，生PZ120点・失PZ114点を算定する．症例は，開口や体幹の保持など患者の状態に留意しながら処置を行ったため50／100を加算し，生PZ180点，単imp48点，BT27点を算定している．パーマクラウンは，補管の対象外になる．

表１　歯科診療特別対応加算が算定できる状態

脳性麻痺などで身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
知的発達障害などにより開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態
重症の喘息患者などで頻繁に治療の中断が必要な状態
日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ歯科診療に際して家族などの援助を必要とする状態
上記に準じる状態

患者のその日の状態を算定日ごとに記載する．

生PZを行う日以前の歯髄保護処置は算定できる．

歯在管の算定患者に歯科医師と同行した歯科衛生士が専門的口腔衛生処置を行った場合に月１回算定できる．訪衛歯と同日に算定できない，また同月の歯清は算定できない．

う蝕処置と同部位にF局を行った場合も，算定可能．

必要があって，印象を行った場合，単純印象32点，咬合採得18点を算定する．

補管の対象外になる．レセプトには，「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に，「既製冠（永）」と記載する．

月　日	部　位	療　法・処　置	点　数
10／7		初診	／
		訪問診療１　PM０：20～１：00　診療計画（略）	1100
		特養　▲▲苑　脳梗塞後遺症により左半身麻痺	／
		訪移行（前回来院2018年12月15日）	100
		特　体幹の保持困難のため歯科衛生士が固定	175
		訪補助ロ（１）（DH：大阪衛子）	90
	⌊6	浸麻　（30×150／100）	45
		OA＋歯科用キシロカインCt1.0mL	10
		う蝕（軟化象牙質除去）　（18×150／100）	27
		間PCap（LCⅡセメント）　（30×150／100）	45
	6 4┼3 6 / 5┼3 5 6	Ｐ基検（検査結果別紙）	110
10／11		再診	／
		訪問診療１　PM２：00～２：43	1100
		訪移行	100
		特　体幹の保持困難のため歯科衛生士が固定	175
		訪補助ロ（１）（DH：大阪衛子）	90
		歯在管　文（管理計画別紙）　（190＋10）	200
	5┼3 5 6	SC　（68＋38×２）×150／100	216
		Ｐ基処（Ｊ）　（10×150／100）	15
		在口衛（DH：大阪衛子）　（120×150／100）	180
10／15		再診	／
		訪問診療１　PM０：10～０：40	1100
		訪移行	100
		特　体幹の保持困難のため歯科衛生士が固定	175
		訪補助ロ（Ｉ）（DH：大阪衛子）	90
	6 4┼3 6	SC　（（68＋38×２）×150／100）	216
10／23		再診	／
		訪問診療１　PM０：10～０：50	1100
		訪移行	100
		特　体幹の保持困難のため歯科衛生士が固定	175
		訪補助ロ（Ｉ）（DH：大阪衛子）	90
	6 4┼3 6 / 5┼3 5 6	Ｐ基検（検査結果別紙）　（110×50／100）	55
	3┼3 / 2┼3	Ｆ局　（110×150／100）	165
	⌊6	浸麻　OA＋歯科用キシロカインCt1.0mL	／
		生PZ　（120×150／100）	180
		単imp（アルジネート）　（32×150／100）	48
		BT　（18×150／100）	27
		パーマクラウン set　（230＋45）×150／100	413
		接着材料Ｉ（レセ）	17
10月分　４日分　7,829点			

12月新技術保険収載予定
シーリング・コーティング処置

９月25日中医協でハイブリッドコートの新技術保険収載が提案され，12月から保険収載が予定されている．保険適用になる材料で，コーティング処理をした場合，間接歯髄保護処置30点を準用して算定する．その他詳細は，通知で明らかになる．

ハイブリッドコートは，生活歯歯冠形成をした歯にたいして，コーティング処理をし，２次う蝕や外からの刺激から歯を守る．象牙細管の封鎖又は歯質と修復物，補綴物等との界面の封鎖に用い，歯科用シーリング・コーティング材での，コーティング処理を評価したもの．

改定を待たず保険導入される．今回の症例で解説したパーマクラウンや，ファイバーポストと同じ扱いである．

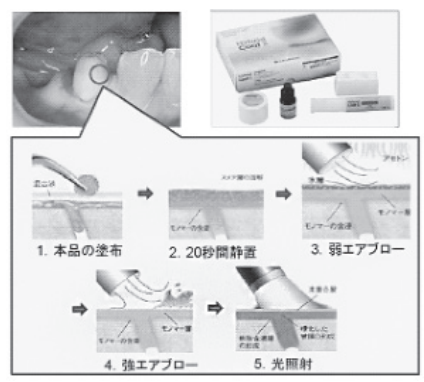

９月25日　中医協資料から引用

10月１日から労災診療費算定基準変更

10月からの点数改定に伴い，労災診療の初・再診料が10月１日から変更となっている．

初診料　3,820円
再診料　1,400円